

反社会的勢力の排除に係る規定

1〔反社会的勢力との取引拒絶〕

各種預金・定期積金口座は、次のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の一にでも該当する場合には、当行は各種預金・定期積金口座の開設をお断りするものとします。

- (1) 預金者（本人）が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 預金者（本人）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 預金者（本人）が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

2〔適用範囲〕

本規定は、各種預金取引規定および定期積金規定と一体をなすものとして取扱われるものとしません。

以上
(2018年5月1日現在)
きらぼし銀行